主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中泰岩、同横田武、同大橋弘利の上告趣意第一は、違憲をいうが、その実質は、原判決が証拠に基き適法になした警察における被告人の供述は、暴行脅迫等により強制したものである事実は認められないとした判断、並びに、所論検事若しくは副検事又は検察事務官作成の供述調書は孰れも任意の供述に基き作成された適法なもので信用すべき特別の状況の存するものと認めた判断を非難するか又はこれらを判断するについて犯罪事実の認定と同一視している訴訟法違反があるというのであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。同第二は、判例違反をいうが所論判例は本件に適切でなく、結局本件物品は、職務に関する謝礼ではなく、純然たる儀礼の範囲を超越しない贈答品であると主張するに過ぎないものであつて、これまた、同条の上告理由に当らない。同第三乃至第五は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張を出でないものであつて、同条の上告理由に当らない。また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔